

社会福祉法人ことぶき福祉会  
役員等の費用弁償報酬と慶弔に関する規定

( 目 的 )

第1条 この規定は、福祉会役員及び第三者委員に対する費用弁償、報酬・慶弔規定に関する事を目的とする。

( 費用弁償 )

第2条 前条に定める役員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、保育園職員旅費規程に準じる。

3 役員が理事の招集に応じた理事会に出席したときは、その出席日数1日につき2,000円を支給する。

( 役員報酬 )

第3条 監事が保育園を訪問して監査をしたときは、日当10,000円を支給する。

( 第三者委員報酬 )

第4条 第三者委員として、1年間苦情処理相談の職務を行った場合は、通信等の経費として10,000円を支給する。

( 慶 弔 )

第5条 役員が亡くなった時は、献花(1対)及び香典(10,000円)を出す。

2 その配偶者が亡くなった時は、香典を出す。

3 満10年以上役員を誠実に務めた場合は、金品をもって表彰する。

附 則

- 1 この規定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規定は平成12年8月1日から施行する。
- 3 この規定は平成19年2月1日から施行する。
- 4 この規定は平成25年3月1日から施行する。
- 5 この規定は平成26年6月1日から施行する。